

議案第8号

北上地区消防組合公共用地先行取得事業特別会計設置条例

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第209条第2項の規定により、公用又は公共用に供する土地をあらかじめ取得する事業(以下「用地先行取得事業」という。)に係る歳入歳出を経理し、土地の取得の円滑化を図るため、北上地区消防組合公共用地先行取得事業特別会計を設置する。

(歳入及び歳出)

第2条 この会計においては、用地先行取得事業に係る地方債及び分担金をもってその歳入とし、土地購入費、地方債の元利償還金、その他諸支出をもってその歳出とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和3年10月21日提出

北上地区消防組合

管理者 北上市長 高橋敏彦

提案理由

北上地区消防組合公共施設等総合管理計画に基づく、消防本部・北上消防署建設事業を進めるため、公共用地を先行し取得する必要があるため、必要な事項を定めようとするもの。